平成３０年（再イ）第１６号
兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目390番地３
再生債務者　野崎　敏樹
1　決議に付する再生計画案　平成30年６月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月６日まで
平成30年６月８日　神戸地方裁判所姫路支部
平成３０年（再イ）第２３号
兵庫県姫路市保城201番地13
再生債務者　藤原　敏史
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月６日まで
平成30年６月８日　神戸地方裁判所姫路支部
平成３０年（再イ）第１３号
徳島県徳島市大谷町大開32番地の22
再生債務者　富山　龍次
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月６日まで
平成30年６月８日　　徳島地方裁判所民事部
平成２９年（再イ）第４４２号
長崎市浜口町３―20　土井ビル202
再生債務者　中嶌　達三
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月29日まで
平成30年６月８日
福岡地方裁判所第４民事部
平成３０年（再イ）第７号
新潟県五泉市二ツ柳62番地３　ヒルトップＫＤ号室
再生債務者　青木　　敬
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月２日まで
平成30年６月11日　　新潟地方裁判所民事部
平成２９年（再イ）第２５号
新潟県長岡市宮内７丁目３番９―312号　ドーンレジデンス312号室
再生債務者　土田　　暁
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月２日まで
平成30年６月11日
新潟地方裁判所長岡支部再生係
平成３０年（再イ）第２号
新潟県上越市柿崎区竹鼻805番地第１
再生債務者　杉田　康之
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月２日まで
平成30年６月11日　新潟地方裁判所高田支部
平成２９年（再イ）第１５号
鳥取県米子市和田町3457番地３
再生債務者　安達　一雄
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月11日まで
平成30年６月11日　鳥取地方裁判所米子支部
平成３０年（再イ）第４号
鳥取県境港市財ノ木町594番地１　サンビジウムⅡ202
再生債務者　岡本まなみ
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月11日まで
平成30年６月11日　鳥取地方裁判所米子支部
平成２９年（再イ）第５１号
岡山県倉敷市児島上の町１丁目16番８号
再生債務者　久保　克洋
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月２日まで
平成30年６月11日
岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２９年（再イ）第３０号
新潟市西蒲区巻甲4580番地２
再生債務者　中川　　悟
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成30年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成30年６月11日　　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第４５７号
札幌市北区拓北５条２丁目12番８号パシャ５・２Ａ号（開始決定時の住所）札幌市北区北32条西６丁目２番５号コーポトモ３号
再生債務者　佐藤　大輔
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年12月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年６月11日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成３０年（再イ）第１１５号
大阪府東大阪市稲葉１丁目４番24―503号
再生債務者　前川　晃範
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年６月８日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１０号
福岡県古賀市日吉１丁目31番24号
再生債務者　古川　典孝
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月３日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月10日から平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成３０年（再ロ）第７号
京都市西京区大枝中山町７番地184　シャトレ桂３Ｆ西（前住所）京都市西京区大枝東新林町３丁目７番地　27棟604号
再生債務者　野田　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月13日から平成30年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成３０年（再ロ）第２号
京都府舞鶴市八反田北町105番地１
再生債務者　小林　一久
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月13日から平成30年７月23日まで
京都地方裁判所舞鶴支部再生係
平成３０年（再ロ）第２６号
大阪市港区三先２丁目１番23号　サンファミリー三先パートⅠ　303号
再生債務者　原　　純子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月９日から平成30年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部